平成２８年（フ）第６１２号
静岡市駿河区丸子３丁目２番Ｆ－102号、（旧住所）静岡市葵区山崎２丁目８番地の12
債務者　鈴木　信明
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門城亜紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５６号
岐阜市西野町６丁目17番地
債務者　カフェ・ラ・ブランシェこと　森島　規夫
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲川　博一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４０２号
さいたま市岩槻区上里１丁目３番地50　吉岡荘202号室
債務者　岡林　孝二
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１７号
埼玉県熊谷市石原1142番地９
債務者　松本　英二
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３号
千葉県香取市佐原ホ1177番地　米沢アパート４号
債務者　金子　勇次
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第２４号
千葉県香取市佐原ホ1177番地　米沢アパート４号
債務者　金子　敬子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第２７２号
愛知県豊田市汐見町２丁目65番地４　エントピア21Ｂ－203号、前住所愛知県豊田市日南町５丁目９番地５　グローリアス豊田日南町404号
債務者　二村　準哉（旧姓平下）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６９９号
大阪市住吉区長居東２丁目15番４－303号
債務者　樫根　成憲
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１３号
大阪市東成区中本２丁目１番５号　リッコレジデンス　701号
債務者　金丸　嘉宏（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６２号
大阪府豊中市上新田４丁目４番22－1406号
債務者　岡本　元成
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９１号
大阪府守口市八雲東町１丁目６番10－302号
債務者　卯野洋一こと　卯野　洋一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９４号
大阪府交野市倉治１丁目３番３号
債務者　谷　　知洋
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９５号
大阪府寝屋川市御幸東町30番４号、前住所大阪府寝屋川市萱島東３丁目６番６号
債務者　土井　千春
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０９６号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目18番４号
債務者　上杉　恵美
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１１号
大阪府豊中市熊野町４丁目10番５－107号
債務者　乾塗装こと　乾　　健治
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１８号
大阪市平野区瓜破東４丁目２番60号　ディアス瓜破201号
債務者　野田　浩二
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部